

**令和 7 年度（2025年度）
経済産業関係 税制改正について**

**令和 6 年12月
経 済 産 業 省**

目 次

1 . 国内投資の持続的拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（1－1）中小企業経営強化税制の拡充及び延長	
（1－2）地域未来投資促進税制の拡充及び延長	
（1－3）エンジェル税制の拡充	
（1－4）生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長	
2 . 中小企業の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
（2－1）法人版・個人版事業承継税制の見直し	
（2－2）中小企業投資促進税制の延長	
（2－3）中小企業等の法人税率の特例の延長等	
（2－4）中小企業防災・減災投資促進税制の延長	
（2－5）生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長（再掲）	
3 . 激動する国際課税制度への対応と企業のグローバル対応に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・	20
（3－1）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
（3－2）外国子会社合算税制の見直し	
4 . エネルギーサプライチェーンの強靱化・GXの実現や産業競争力強化に向けた検討・・・・・・・・	25
（4－1）減耗控除制度の拡充及び延長	
（4－2）電気・ガス供給業の収入金課税の見直し	
（4－3）車体課税の見直し	
（4－4）半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置	
5 . その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
（5－1）エネルギー・資源・環境関連	
（5－2）地域経済・中小企業関連	
（5－3）復興・防災関連	
（5－4）その他	

1. 国内投資の持続的拡大

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。**（令和8年度末(2026年度末)まで）
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

(参考) 100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

- 売上100億円超の中小企業（**100億企業**）は高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する存在。経済成長を実現する上で、各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要。
- さらに、**100億企業は**中堅企業へのパスになるが、現状4,500者程度と推計され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、**100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指せる環境整備**を行い、更なる100億企業を創出をする。

外需・内需の取り込み・賃上げ
を高いレベルで実現している100億企業

(外需)

(内需)

(賃上げ)

1社当たり直接輸出額

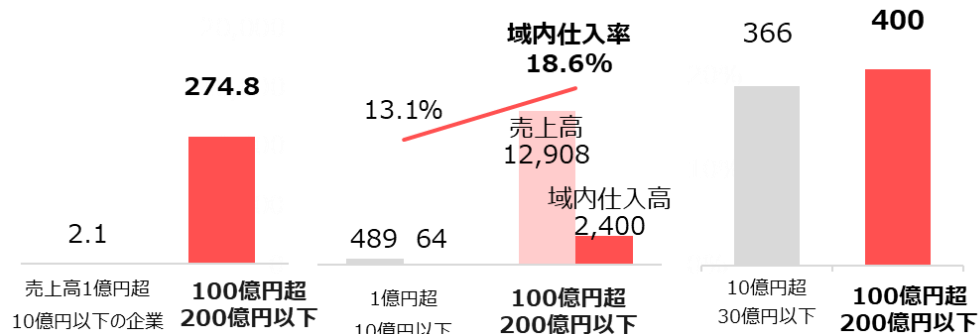
域内仕入金額・域内仕入率

1人当たり人件費（賃金）

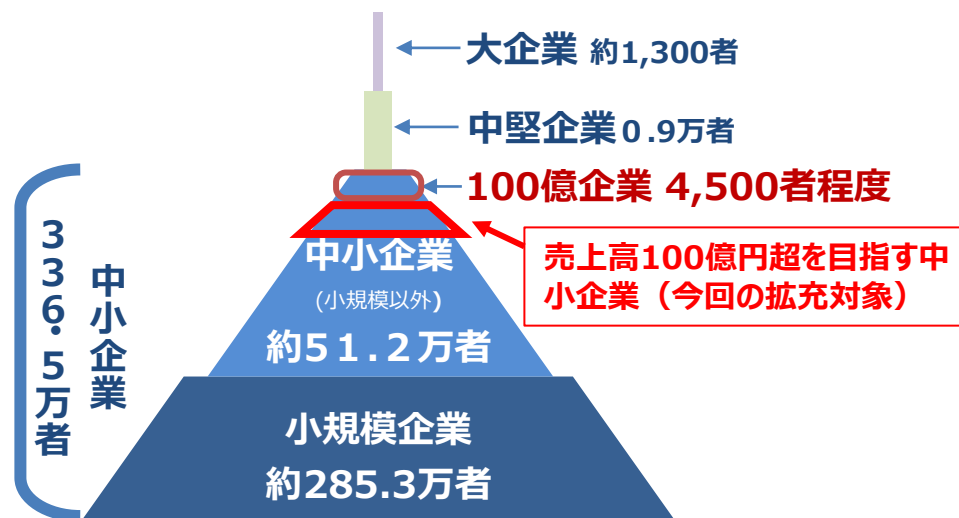
(単位：百万円)

(単位：百万円)

(単位：万円)



100億企業（売上100億円超の中小企業）は
現状4,500者程度



(出所) 「直接輸出額」：中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社

「域内仕入高・仕入比率」：地域未来牽引企業の中間評価に係る調査 対象 2,249社

「賃金」：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 サプライチェーン類型について、廃止。

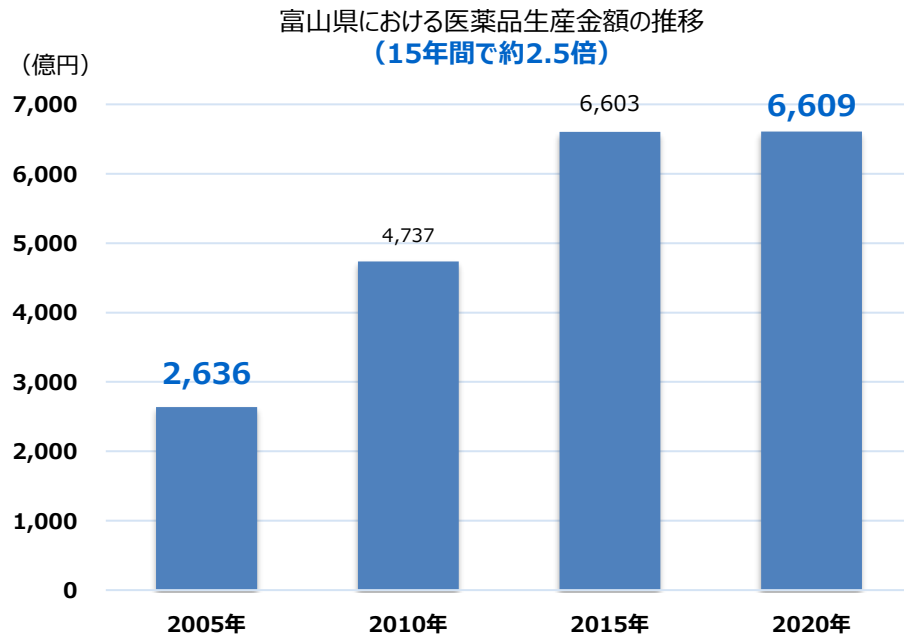
*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

(参考) 自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靱化のイメージ

- 地方公共団体において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。

<富山県：医薬品産業>

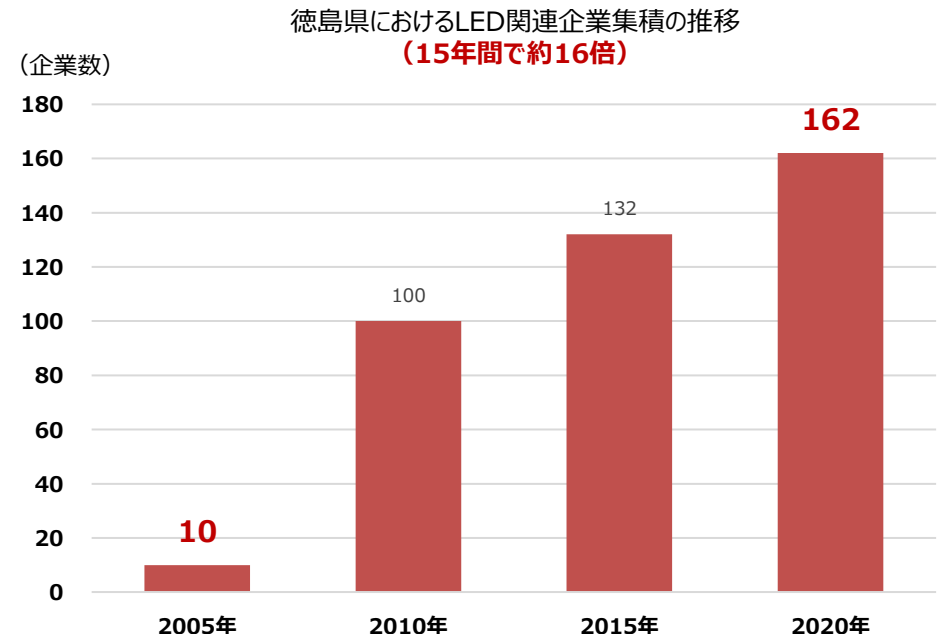
江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。



富山県「くすりの富山県」に基づき経済産業省にて作成

<徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。

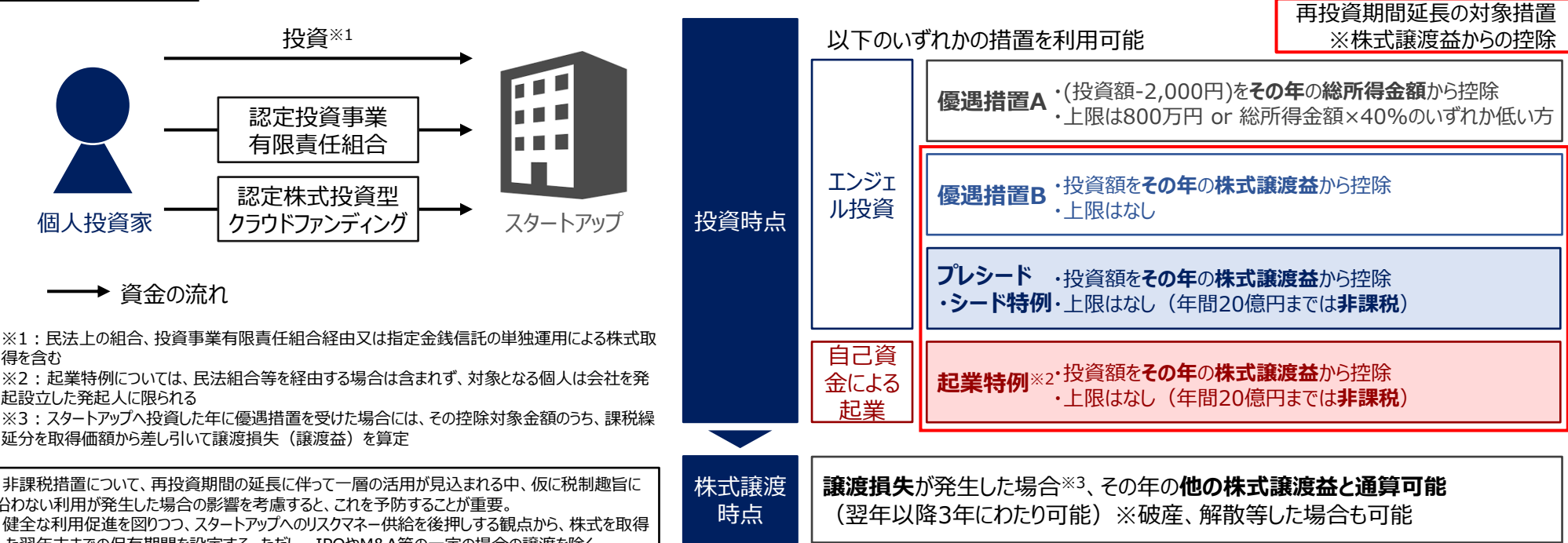


徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ 行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

- エンジェル税制は、令和 5 年度改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、**株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等の課題があった。**
- スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要がある再投資期間の要件について、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大 2 年間）まで延長する。**

エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。

改正概要

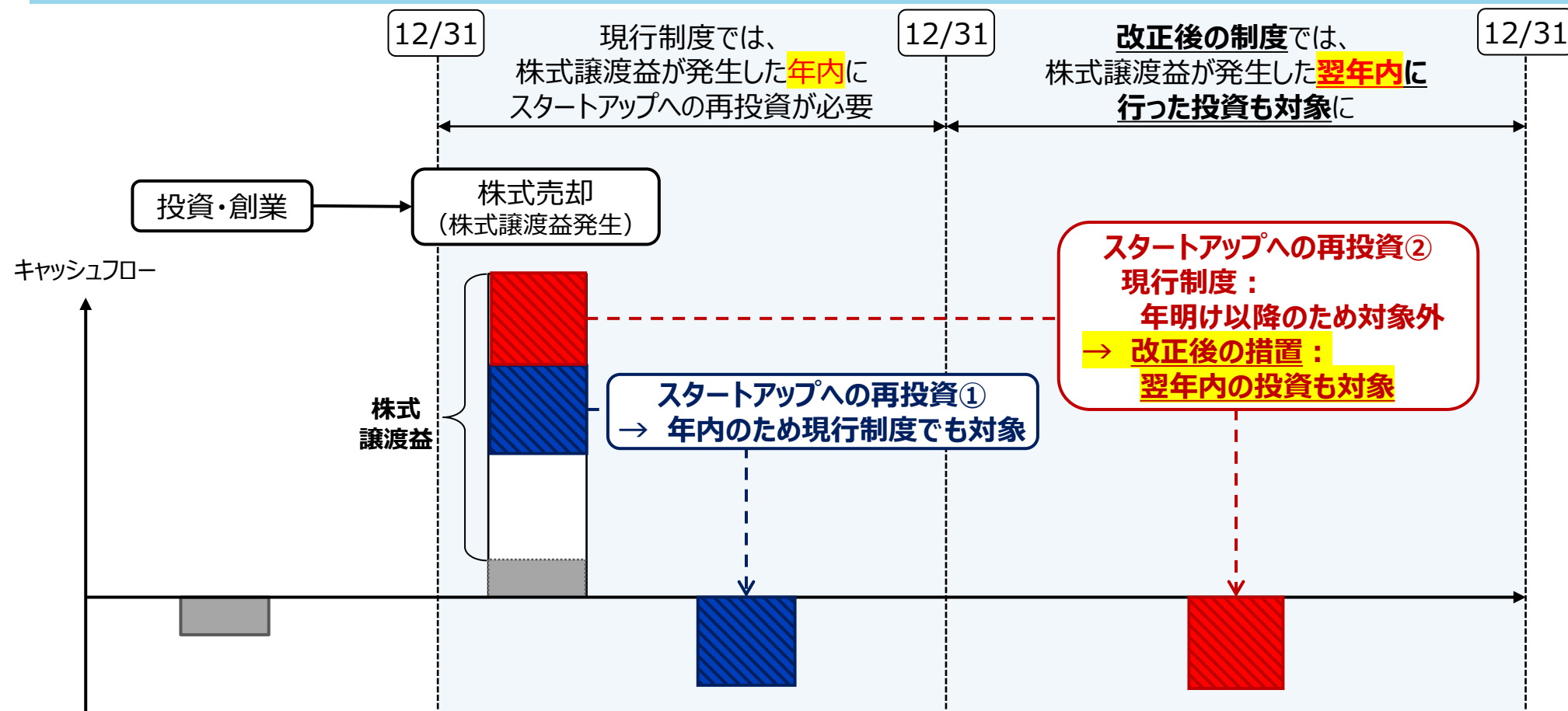


※1：民法上の組合、投資事業有限責任組合経由又は指定金銭信託の単独運用による株式取得を含む
※2：起業特例については、民法組合等を経由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られる
※3：スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定

・非課税措置について、再投資期間の延長に伴って一層の活用が見込まれる中、仮に税制趣旨に沿わない利用が発生した場合の影響を考慮すると、これを予防することが重要。
・健全な利用促進を図りつつ、スタートアップへのリスクマネー供給を後押しする観点から、株式を取得した翌年末までの保有期間を設定する。ただし、IPOやM&A等の一定の場合の譲渡を除く。
・なお、令和8年1月1日以降の再投資で取得した株式が本措置の適用対象となる。

(参考) エンジェル税制における再投資期間について

- エンジェル税制における投資時点の株式譲渡益からの控除措置の適用を受けるには、現行制度ではその株式譲渡益が発生した年以内にスタートアップへの投資を行う必要があるところ、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大２年間）まで延長**する。



エンジェル税制における再投資期間を延長し、スタートアップ投資の検討時間を十分に確保することで、税制の利便性を向上し、更なる利活用の拡大を図る。

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資を後押し**するため、**賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長**するとともに、**賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。**
- 具体的には、**賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減**する。**賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



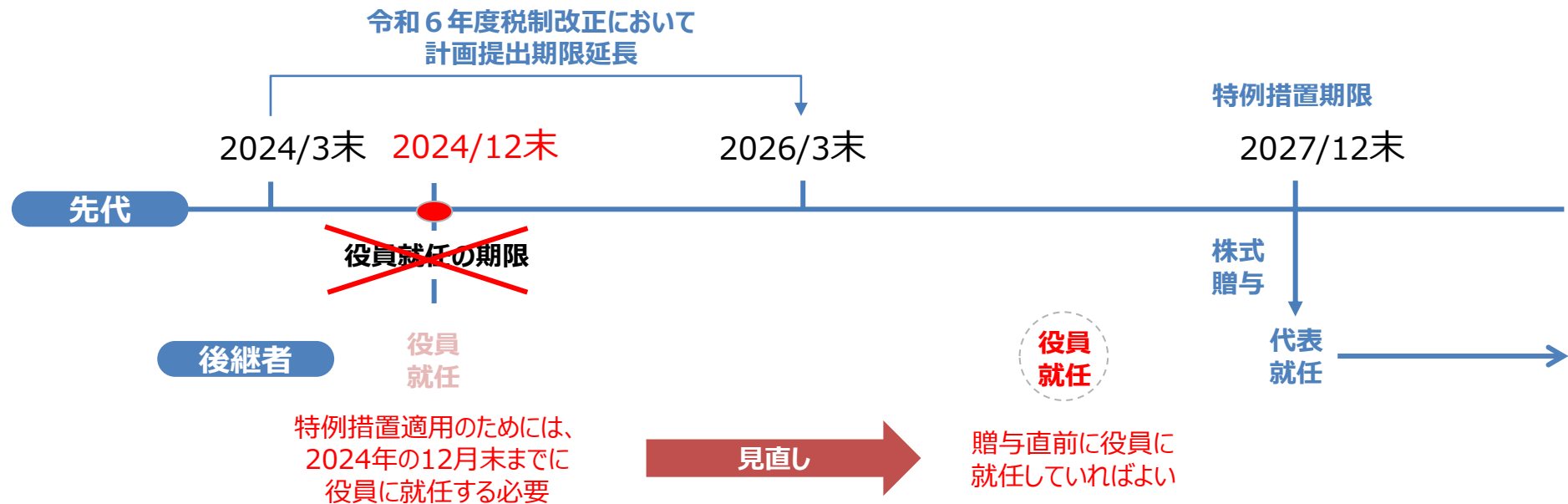
特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
	適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）	

2. 中小企業の活性化

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「**事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という**役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃**。**
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

(参考) 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。
- 法人版（特例措置）・個人版を**活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

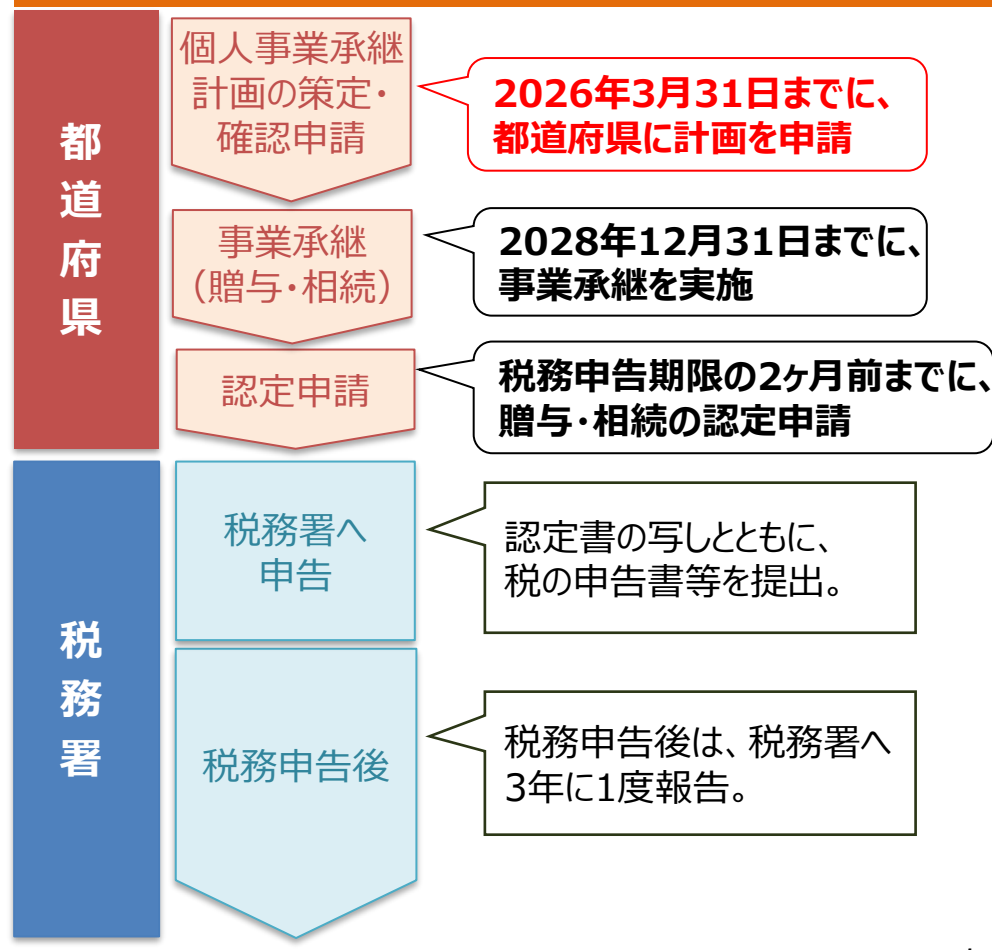
(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請し**、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請し**、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要	【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】
対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ（※）、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する**。
- ※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金 1 億円超の法人）	所得区分なし	2 3 . 2 %	－
中小法人 （資本金 1 億円以下の法人）	年 8 0 0 万円超の所得金額	2 3 . 2 %	－
	年 8 0 0 万円以下の所得金額 ※ <u>所得10億円以下の中小法人</u> の場合	<u>1 9 %</u>	<u>1 5 %</u>
	年 8 0 0 万円以下の所得金額 ※ <u>所得10億円超の中小法人</u> の場合	<u>1 9 %</u>	<u>1 7 %</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

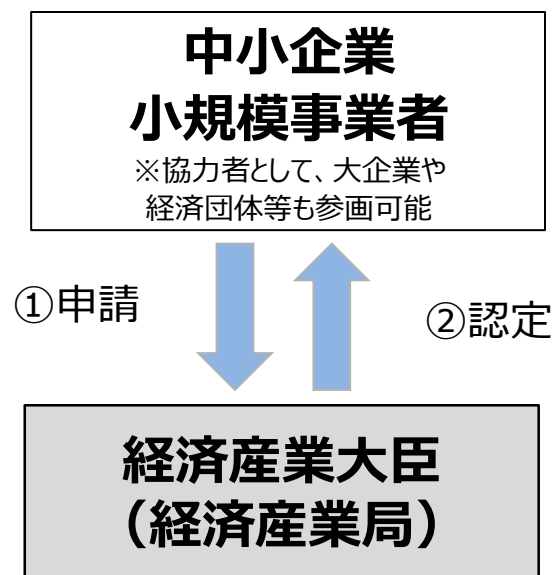
減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

(参考) 事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。

計画認定スキーム



事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する施策

- **防災・減災設備導入に対する税制措置**
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 認定事業者によるロゴマーク使用



【再掲】生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の
拡充及び延長（固定資産税）

拡充・延長

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資を後押し**するため、**賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長**するとともに、**賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。**
- 具体的には、**賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減**する。**賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議  同意 

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請  認定 

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の 対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす 中小企業		
計画認定 要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入 促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計 画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び 検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）		

3. 激動する国際課税制度への対応と 企業のグローバル対応に向けた環境整備

- グローバル・ミニマム課税の更なる法制化により、対象企業への追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度及び令和6年度税制改正に引き続き、**外国子会社合算税制（CFC税制）の見直しを行う。**
- **令和8年度以降の税制改正においては、グローバル・ミニマム課税の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。**

<令和7年度税制改正の概要>

合算時期の見直し

【生じていた課題】

- 現状では、外国関係会社の所得を「**外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の事業年度**」において合算することになっており、必要な情報を収集し、外国税法上の取扱いの確認を行った上で、**合算所得及び税額を計算する作業時間を十分に確保できない。**



合算時期について「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から**4月**を経過する日を含むその内国法人の事業年度」**に見直す。**

申告書添付書類の一部見直し

【生じていた課題】

- 外国子会社の所在国での税務申告で求められていない情報についても、**日本の外国子会社合算税制の申告実務のために、現地から収集し、書類を作成する必要がある。**



諸外国では作成が義務付けられていないケースの多い「**株主資本等変動計算書・損益金の処分に関する計算書**」及び「**勘定科目内訳明細書**」を、申告書に添付又は保存することとされている書類から除外する。

- グローバル・ミニマム課税（第2の柱）※について、**令和7年度税制改正では、軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化を行う。****適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年（2026年）4月以後に開始する対象会計年度とする。**あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、**制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。**

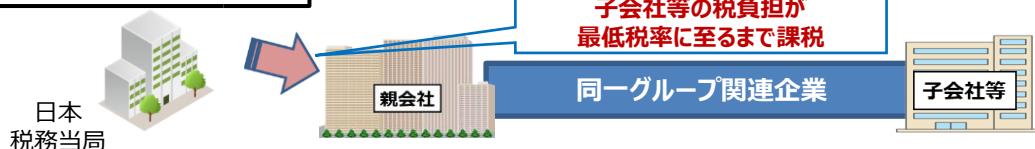
※法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としており、令和5年度税制改正において一部法制化済み。

<グローバル・ミニマム課税の全体像>

令和5年度税制改正にて法制化済み。

※ **令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正に引き続き、OECDによるガイダンスの内容等を踏まえて、親事業体にてCFC税制に基づいて計上された繰延税金費用をCFC構成事業体に配分する方法等を明確化する等の見直しを行う。**

所得合算ルール（IIR）



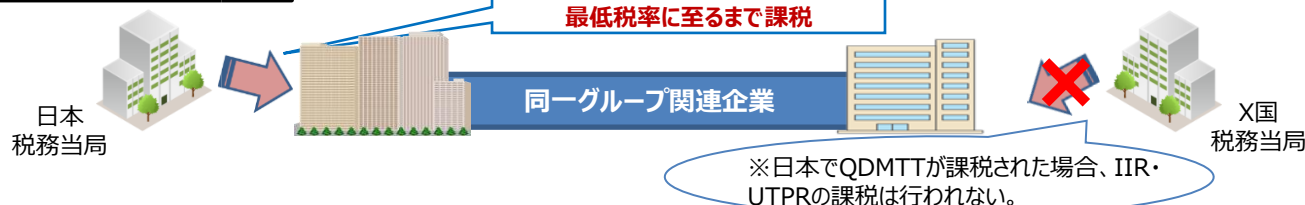
軽課税所得ルール（UTPR）



令和7年度税制改正にて法制化。

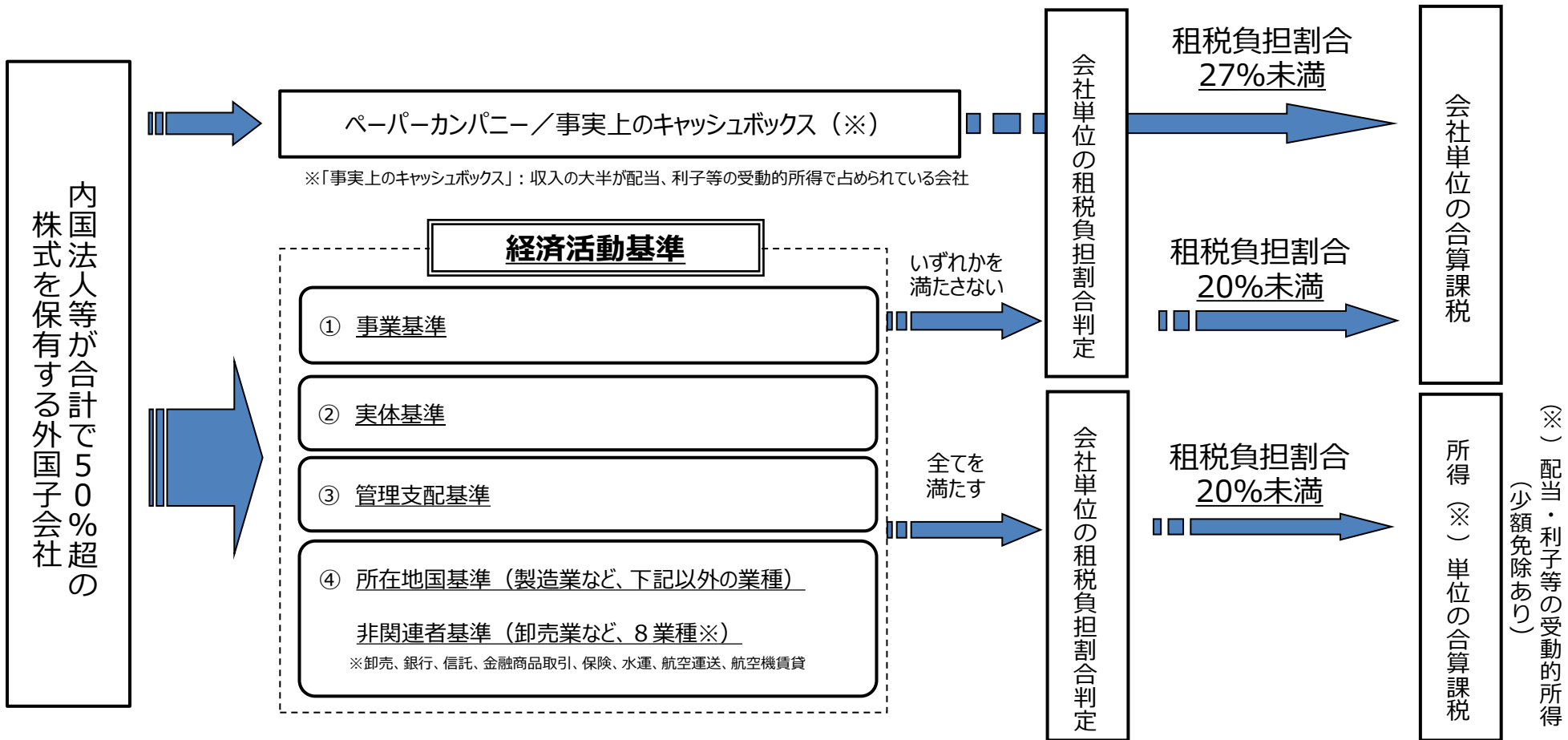
※対象企業の準備期間を確保する観点等から**適用開始時期は令和8年（2026年）4月以後に開始する対象会計年度とする。**

国内ミニマム課税（QDMTT）



(参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

● 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社等の所得とみなして課税する制度。



(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20において、①市場国への新たな課税権の配分等、②グローバル・ミニマム課税について、最終合意が実現。

※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。

- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正にて法制化を行う。

①市場国への新たな課税権配分等

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等

- ①全世界売上高200億ユーロ（約3.2兆円*） 超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

- ②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分
- ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

- ①最低税率は15%
- ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円*）以上
※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は866グループ（令和4年7月～令和5年6月実績（令和6年1月国税庁発表））
- ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

* 1ユーロ = 160円で換算

4. エネルギーサプライチェーンの強靱化・ GXの実現や産業競争力強化に向けた検討

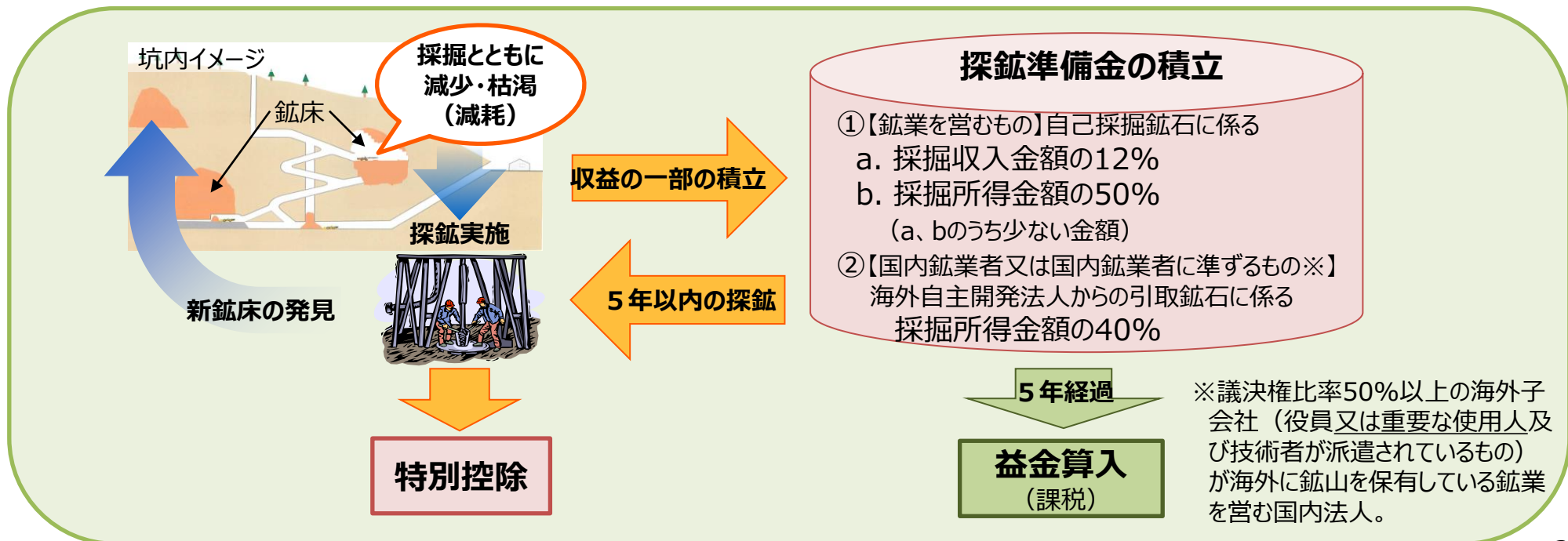
減耗控除制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外鉱床探鉱費の特別控除）の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 減耗控除制度は、民間企業による継続的かつ安定的な探鉱活動を下支えし、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保に着実に寄与してきた。
- 昨今の資源開発会社を取り巻く環境変化を踏まえ適用要件を見直し、適用期限を3年間（令和9年度末(2027年度末)まで）延長する。

改正概要

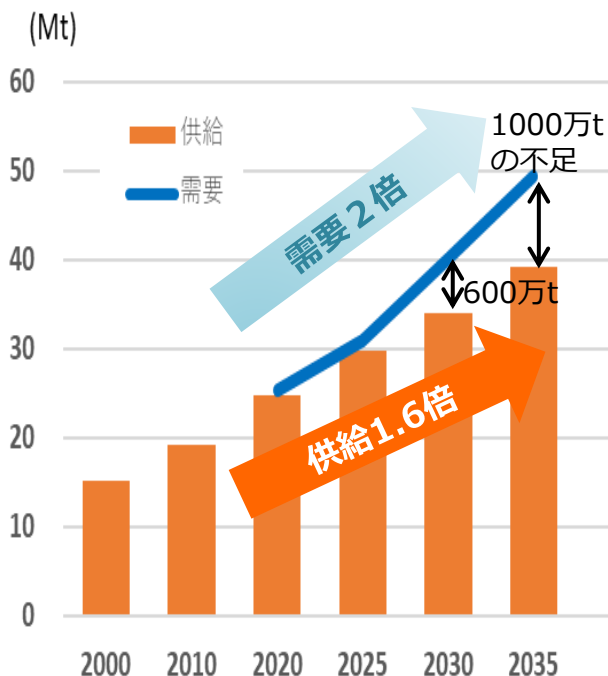
- 国内鉱業者に準ずるものの適用要件のうち、海外子会社への派遣要件を拡充する。
 - 適用期限を3年間（令和9年度末(2027年度末)まで）延長する。
- ※なお、探鉱準備金及び海外探鉱準備金について、過去5年間に探鉱していない場合の積立限度額を見直す。



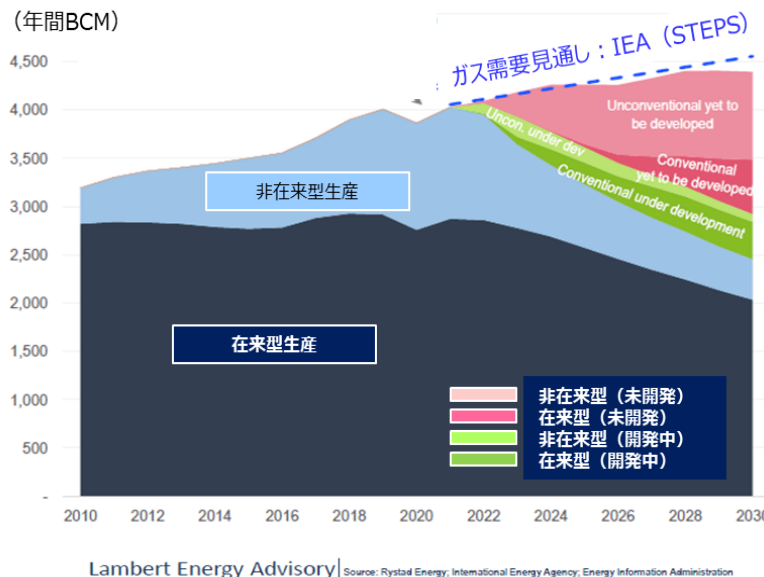
(参考) エネルギー・鉱物資源の中長期的権益確保の必要性

- 今後の探鉱ニーズや費用は、以下の要因で拡大していくため、探鉱活動を加速する必要。
 - ①天然ガス・石油：将来的な需給ギャップ、エネルギートランジションの不透明さから生じる需要サイドの振れ、ウクライナ危機や中東情勢の悪化
 - ②金属鉱物：GX・DXの進展に伴う銅の需要増加による需給ギャップ拡大、レアメタルに対する中国の貿易管理措置への対応、銅鉱山の開発費の高騰等の探鉱費の上昇
- エネルギー・鉱物資源の安定供給を図るため、探鉱活動を加速するとともに、中長期的な権益の確保が必要。

世界の銅の需給見通し



世界の天然ガスの需給バランス



貿易管理措置を含む中国の動き

- 中国が、銅製錬所の増設を加速し、アフリカ等の新規銅鉱山権益を囲い込み、世界中の銅精鉱の輸出の約65%を中国向けが占める。
- 2023年以降、レアメタル等の輸出管理を強化。
- ※ 2023年に、半導体材料用途のガリウム・ゲルマニウム、車載用電池用途の黒鉛、モーター用磁石用途のレアアース。2024年に、難燃助剤用途のアンチモン。

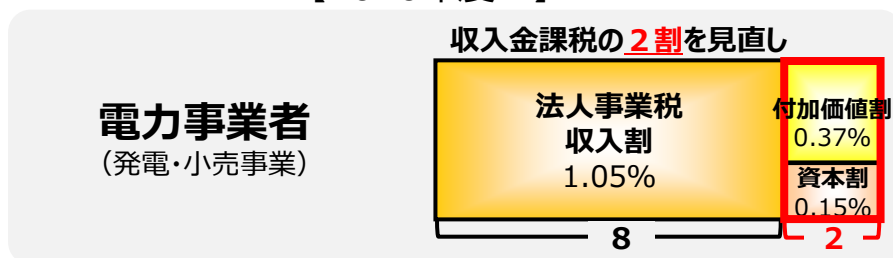
- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和7年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

見直し前の制度

現行制度

【2020年度～】

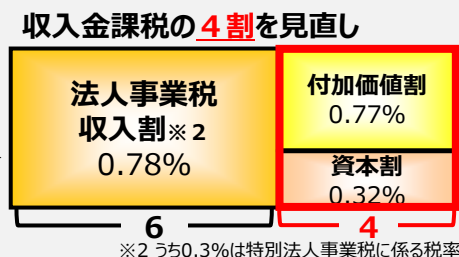
要望内容



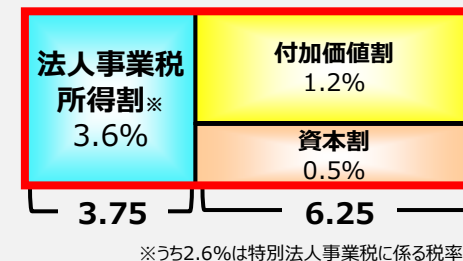
【2022年度～】

大手ガス事業者等※1
(製造・小売事業)

※1 法的分離の対象となる3社の供給区域においてLNG基地を維持・運用するガス事業者（＝特定ガス供給業）
なお、中堅・中小ガス事業者（製造・小売事業）は、一般の課税方式に見直し済



一般の課税方式



※いずれも資本金1億円超の法人の場合

令和7年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

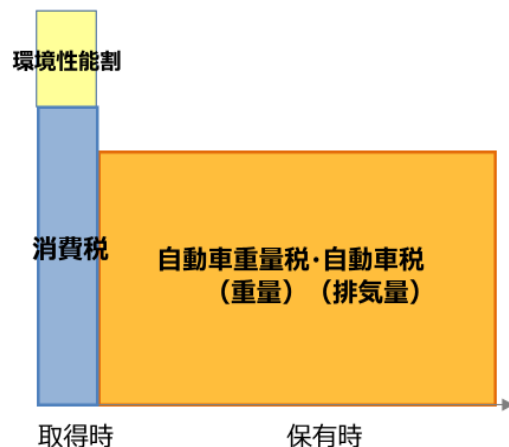
- 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

＜参考＞ 経産省要望事項

- 自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、市場の活性化に寄与する形で2050年カーボンニュートラルの実現へ積極的に貢献するものとする。
- 保有時については、現在、原則として重量と排気量に応じて税率が定められている。多様なパワートレインの車両に一律に適用できる制度を確立するため、一律に評価が可能な「重量」を課税標準とし、CO2排出量削減に資する環境性能の評価に応じて負担を決定する。

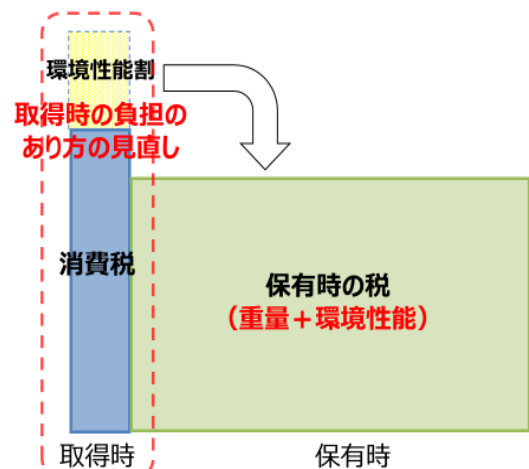
【現状】

- ・ガソリン車を前提とした税体系
(EV等は種別割において最低税率が適用)
- ・環境性能割が消費税に上乗せ



【見直し後】

- ・取得時の負担の在り方を見直し、市場活性化
 - ・課税標準は多様なパワートレインに適用できる重量に統一
 - ・CO2排出量削減に資する環境性能の評価に応じた負担
- ※軽自動車についても同様の考え方で別途整理



令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

（1）見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる
との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

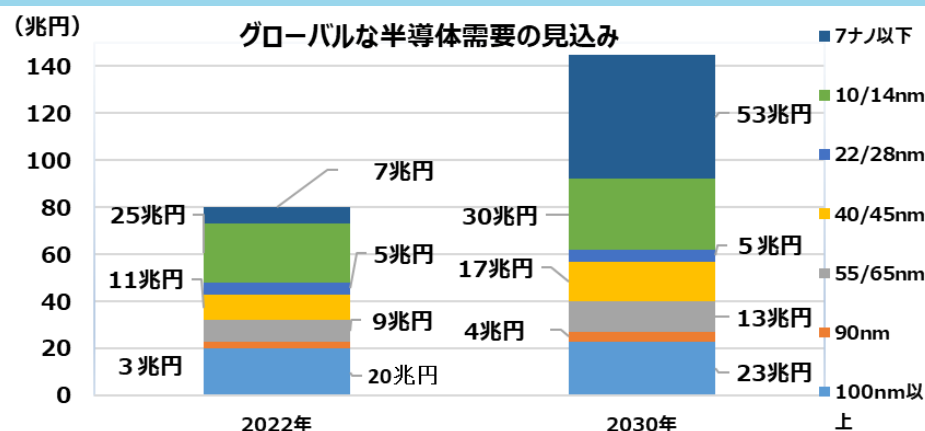
（2）車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

（3）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、用途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

- 次世代半導体は、生成AIや自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキーテクノロジー。
- このため、次世代半導体の製造基盤の確保を目指すプロジェクトを立ち上げ、半導体関連政策の中でも最も重要な位置づけとして、開発費に対する大規模な予算措置を講じてきたところ。
- 今後は、本格的な量産等に向け、国内で次世代半導体を製造するための基盤整備を行う事業者に対して、資本増強によって発生する税負担を軽減する措置を講じる。
※与党税調において「法案の内容を見て検討」とされており、法制上の整理を前提とする。



骨太の方針 6/21閣議決定版より一部抜粋

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(1) DX (AI・半導体)

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。

5. その他

(5 - 1) エネルギー・資源・環境関連

（５－１）エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

ガス小売事業の公平な競争環境を整備するため、ガス小売事業者の収入金額からの託送料金相当額の控除について、適用期限を３年間延長する。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について所要の見直しを行い、適用期限を２年間延長する。

＜検討事項＞

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(5 – 2) 地域経済・中小企業関連

（５－２）地域経済・中小企業関連

＜新設・延長・拡充＞

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充（不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。

- 保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会において今後の異常災害に対応するため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、適用期限を３年間延長する。

- 沖縄振興関連税制の延長等（所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税）

沖縄振興関連税制の延長等を行う。

- 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長（所得税、個人住民税）

中小企業の再生支援のため、再生企業の保証人である経営者が計画に基づき事業用資産の私財提供を当該企業等へ行った場合に、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例措置について、引き続き「産業復興機構」等を適用対象とし、適用期限を３年間延長する。

＜検討事項＞

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

(5 - 3) 復興・防災関連

(5 - 3) 復興・防災関連

<新設・延長・拡充>

- 令和 2 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、令和 2 年 7 月豪雨に係る措置の適用期限を 2 年間延長する。

- 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

防災上重要な道路における無電柱化を更に促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を 3 年間延長する。

<廃止>

- 平成 30 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）

平成 30 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

(5 - 4) その他

（５－４）その他

＜新設・延長・拡充＞

- 公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

賠償負担金、廃炉円滑化負担金に係る収入割の特例措置について、適用期限を５年間延長する。

- 第一種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し（軽自動車税）

二輪車車両区分見直しに伴い、新たに第一種原動機付自転車に定義された二輪車車両について、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を適用する。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の税率を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、登録免許税の軽減税率を2.0/1,000とし、適用期限を３年間延長する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和７年８月31日まで延長する

- 生命保険料控除制度の拡充（所得税）

所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和８年分における当該控除の最高限度額を６万円（現行４万円）とする。

<新設・延長・拡充>

- リース会計基準の変更に伴う所要の措置（所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税）

借手のオペレーティング・リースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置を講ずる。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和7年度新規事業を追加するとともに、NEDO法第15条第3号の2に基づく補助金の交付業務を追加する。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

また、地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAXを経由して電子的に副本を送付できるよう所要の措置を講ずる。

- スピンオフ等の実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置（所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税）

通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額等について、株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合等につき、その分母及び分子に簿価修正相当額の金額を加減算する等の見直しを行う。（注）分割型分割についても、同様とする。

<検討事項>

● 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

● 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

● 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

● 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税（法人住民税、法人事業税）について、地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本の立地競争力の強化、我が国企業の競争力の向上、経済の好循環の実現を図る。

● 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

＜廃止・縮減＞

- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

DX投資促進税制は、先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なるDX推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。

- 5G導入促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

5G導入促進税制は、信頼性等のある5G基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。